



法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレター会員の皆様にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



ペットをめぐる問題



わんちゃん・ねこちゃんなどのペットを飼う人の増加に伴い、ペットをめぐる問題も増加しています。

・犬に噛まれてケガをした！

その犬の飼い主に対して、不法行為責任（民法718条1項）に基づく損害賠償請求をすることができます。

民法718条1項は、「動物の占有者は、その動物が他人に加えた害を賠償する責任を負う。」として、飼い主の責任を定めています。

逆に、自分の飼っているペットが他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまった場合などは、民法718条の規定によって、損害賠償責任を負うこととなります。

ペットの管理には十分な注意を払いましょう。

・ペットホテルにペットを預けたらケガ・病気をして帰ってきた！

ペットホテルに対して、善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求（民法415条）をすることができます。

ペットホテルにペットを預けることは、法律上、「寄託」（民法657条）となり、飼い主がペットホテルにペットを預けたときから、ペットホテルには、善管注意義務という義務が発生します。

この善管注意義務とは、他人のペットを預かっている業者として当然払うべき注意を払いなさい、というものです。

この、当然払うべき注意をせずに、預けたペットにケガや病気をさせた場合に、ペットホテルは損害賠償義務を負います。

※具体的な事情により、損害賠償ができるか否かが異なります。

ペットをめぐる問題が発生したらまず当事務所にご相談を。

・ペットは責任を持って飼いましょう！

こちらもチェック！

千葉県動物愛護センターのホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/aigo/>

（文責 前原 彩）



お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談

ニュースレター2月号では、最近読んだ「成功は1日で捨て去れ」(柳井正・新潮社)のご紹介です。ユニクロの社長です。以下私が印象に残ったフレーズです。

- ・結局、いつでもどこでも地を這うような地道な努力が必要。
- ・成功という言葉の意味を取り違えている人が多い。本当はたいした成功でもないのに、自分が相当大きなことをやり遂げたような錯覚をしている。これらは成功ではなく、成功という名の失敗である。
- ・ちょっとした成功ならすぐに捨て去ることが重要。
- ・会社は何も努力をしなければつぶれる。
- ・即断、即決、即実行が重要。
- ・会社経営においては会社も個人も「成長しなければ死んだも同然」。
- ・現場、現物、現実が重要。
- ・世間・世の中は自分よりもずっと大きな存在。自分の都合などは聞いてくれない。社会的に必然性がなければ失敗する。社会がその事業を要求するから成功する。
- ・危機感と不安は違う。いつも危機感を持ち、危険と考えて経営しないと維持・継続もできない。
- ・常に地道な努力を必要とする。商品を買ってくれるお客様にいかに満足していただけるかを考えながら、日々細かい努力を積み重ねていくこと必要。
- ・我々の強みは何なのかを考えること重要。
- ・世の中の変化は暴力的です。そこでは自分の都合や自社の都合は一切考慮されない。その影響を受ける以上、安定とは一番遠いところにあります。
- ・社会にとってプラスになっているかどうかはその会社の価値。
- ・商品の独自のポジションのみではなく、大事なのは事業の効率性や収益性です。経営とは人間の創意工夫で矛盾を解決すること、いかに少ない費用と時間でいかにその効果を最大にするのか、それが経営です。
- ・基本的な認識として、儲けられない会社は存続できません。
- ・NO CHALLENGE NO FUTURE. CHANGE OR DIE. NO RISK NO PROFIT.
- ・チャレンジのない仕事は仕事ではない。チャレンジがない人生は人生ではない。
- ・お客様のことを考えずに小さな成功で満足してはいけなない。本当はたいした成功ではないにもかかわらず、自分が相当大きなことをやり遂げたような錯覚をしている経営者もよくいる。
- ・弱いところを何とかしようとしても時間ばかりかかって労力のわりに成果は上がらない。それなら弱い部分は無視して、自分たちの強い部分を活かした経営をした方がよい。
- ・店は客のためにあり、店員と共に栄え、店主と共に滅びる。
- ・スピードは他に先んじる早さと仕事を素早くやるという2つの要素。
- ・経営のあり方、取引姿勢、従業員のものの考え方などあらゆる企業活動において正しさにこだわります。

(文責 大澤一郎)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談